

令和2年2月25日

報道関係者 各位

長崎県まちづくり景観資産への登録決定について

標記の件について、下記の物件が、2月20日(木)に開催された第27回長崎県美しい景観形成審議会において、長崎県まちづくり景観資産への登録が決定されましたので、お知らせします。

記

登録される建造物

やまさきほんてんしゅぞうじょうそうこ こまつやほんけじゅうたく しゅおく べんじょ
○山崎本店酒造場倉庫(小松屋本家住宅)(主屋・便所)

※ 概要は別紙のとおり

備考

- ・登録の効力が生ずる告示の時期は未定ですが、登録されると、本市の長崎県まちづくり景観資産（建造物等）は34件となります。
- ・参考に、長崎県報道機関発表資料を添付します。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市教育委員会社会教育課 歴史・文化班
担当 林田
電話：0957-68-5473
E-mail：shakyo@city.shimabara.lg.jp



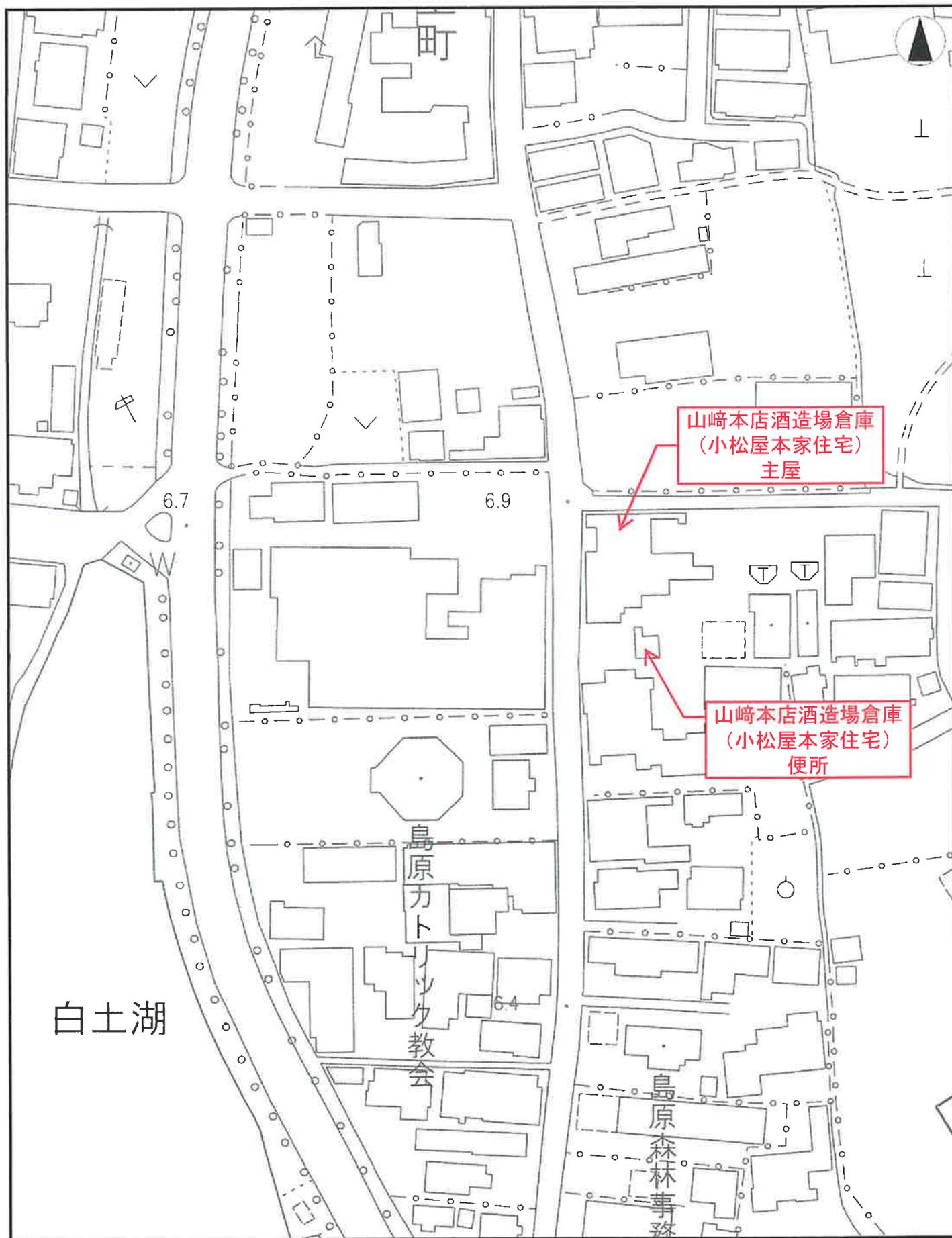
島原守護神 しまばらん



山崎本店酒造場倉庫（小松屋本家住宅）

まちづくり景観資産の種類	建造物等
ふりがな	やまさきほんてんしゅぞうじょう こまつやほんけじゅうたく しゅおく・べんじょ
まちづくり景観資産の名称	山崎本店酒造場倉庫（小松屋本家住宅）（主屋・便所）
まちづくり景観資産の所在地	島原市白土町1091番地
ふりがな	ごうしがしゃ やまさきほんてんしゅぞうじょう
まちづくり景観資産の所有者	合資会社 山崎本店酒造場
まちづくり景観資産の内容及び他の制度による指定内容	山崎本店酒造場倉庫（小松屋本家住宅）は、島原街道沿いに位置し、弘化5年の建築である。敷地、主屋の規模が大きく、建物の仕上げも丁寧で、格式の高さがうかがえる。建築当初の姿をよく残しており、江戸時代の形式、特徴をあらわす貴重な建造物である。

山崎本店酒造場倉庫（小松屋本家住宅）位置図



2 山崎本店酒造場倉庫(屋号 小松屋) 台帳番号93 白土町1091

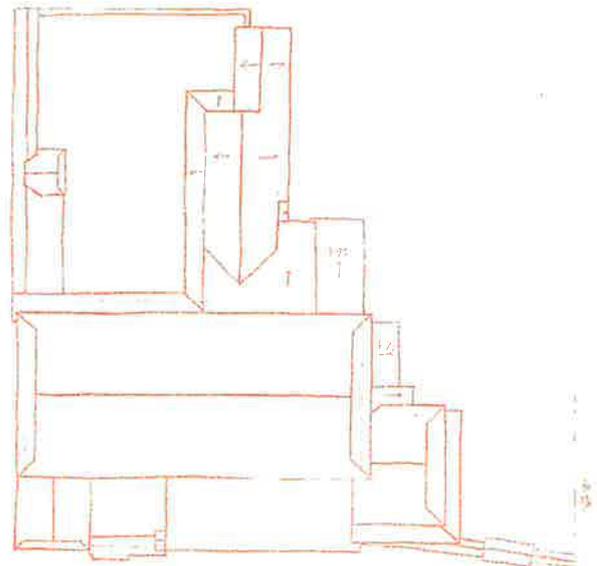
概要 敷地は南北に往来する島原街道の東側に位置し、北面は小路に面する角地である。

現在は倉庫であるがもともとは住宅であったので、以降は住宅として扱う。主屋は島原街道に西面して建ち、北側を上手とする。主屋主体部分は桁行9間(17.6m)、梁間4間(7.9m)、入母屋造棧瓦葺き平入で、つし二階建である。正面下手半分は棧瓦葺きで2間の下屋をおろし、正面上手は3疊の仏間を突出させる。仏間と下手下屋の間は坪庭をつくり腰板土塀で囲み、街道に面して門を開く。主屋背面は上手側に半間の縁、下手側は洗場が2間半の下屋として張出す。外壁は大壁造漆喰塗りで、主体部分軒裏は波型に塗込めるが、正面下屋の軒裏は角型に塗込める。

主屋主体部分の間取りは床上部分と通り土間部分に分かれる。床上は六間取りを基本とし、正面上手に仏間、下手に葺下ろした下屋は店の間とする。下手裏面に取付く続座敷は後世の増築である。

建築年代は棟札より、弘化5年と判明した。

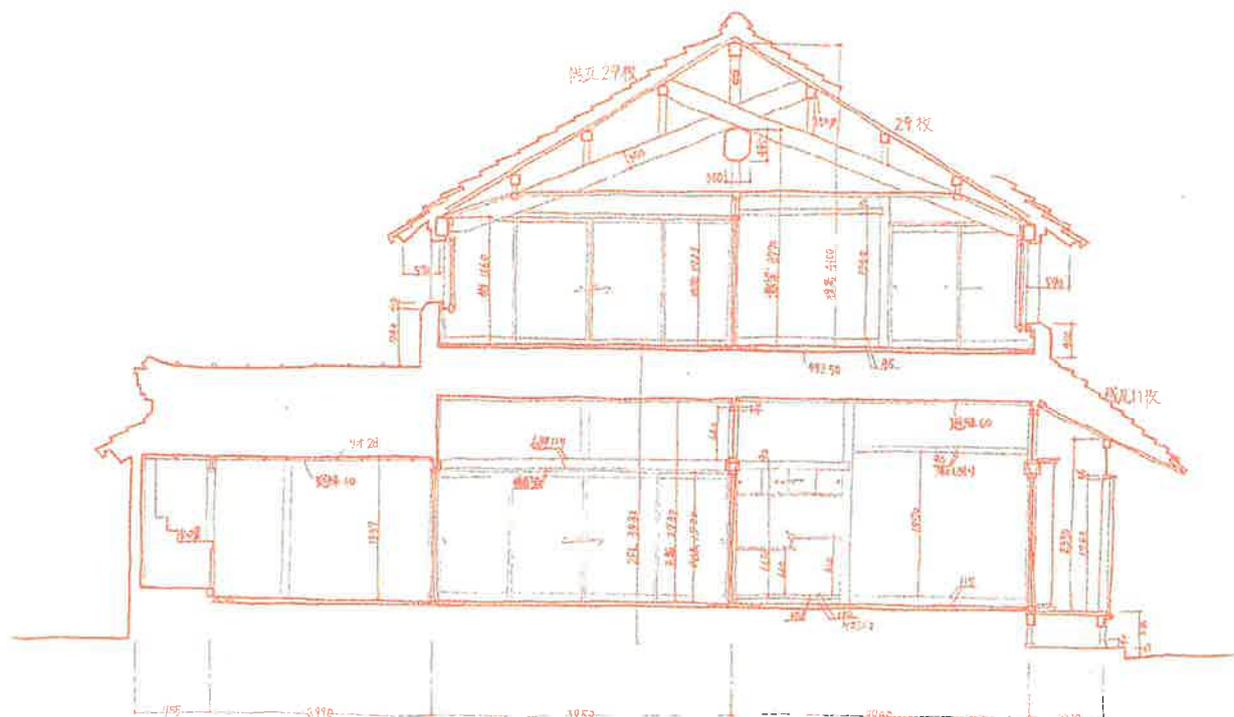
特徴 今回の調査で建築年代が判明した建物のなかで最も古い。敷地、主屋の規模が大きく、建物の仕上げも丁寧で、格式の高さがうかがえる。建築当初の姿を



屋根伏図

よく残しており、江戸時代の形式、特徴をあらわす貴重な遺構である。なお当家には、建物が建築された弘化5年前後に書かれた普請帳も残っており、建築資料が整っていることも評価できる。

主屋正面上手に突出する仏間は、キリスト教弾圧という歴史的背景に強く影響を受けた痕跡として、建築史的にも宗教史的にも注目すべき観点である。島原独特の特徴としても貴重である。



梁間断面図1/100

第27回長崎県美しい景観形成審議会の審議結果について

担当課	都市政策課
担当者名	北島、金福
電話番号	直通:095-894-3151 内線:5484

2020年2月25日更新

標記審議会を令和2年2月20日にホテルセントヒル長崎で開催し、議案を審議した結果、以下のとおりとなりましたのでお知らせします。

出席者

別紙1の委員及び関係行政部局職員

審議結果

第1号議案:屋外広告物の禁止地域の指定
別紙2及び別紙3の案件2件について、禁止地域の指定の変更を承認する旨、答申。

第2号議案:まちづくり景観資産の登録内容の変更
別紙4の申請案件2件について、登録内容の変更を承認する旨、答申。

第3号議案:まちづくり景観資産の登録
別紙5の申請案件4件について、登録を承認する旨、答申。

参考

(1)景観資産について
「まちづくり景観資産」は、個性的で魅力ある景観を形成している「まちなみ」や、地域景観の核となっている「建造物」、地域のシンボルである「樹木」などを登録し、県内外への周知や保全等にかかる費用の補助などによって保全・活用を進める制度です。
標記審議会会長から県への答申を受け、登録することとしています。
今回、新たに4件を「まちづくり景観資産」に登録し地域活性化へ活用することとしております。

登録数
(現在)「建造物等」195件、「まちなみ等」29件、「樹木」5件の計229件
(今回追加)「建造物等」4件

(合計)「建造物等」199件、「まちなみ等」29件、「樹木」5件の計233件

(2)資料
[別紙1\)出席者一覧\[PDFファイル/108KB\]](#)

[別紙2から5\)審議事項\[PDFファイル/1MB\]](#)

第27回長崎県美しい景観形成審議会 出席者名簿

	所 属 等	氏 名	備考
審議会委員	長崎大学大学院 工学研究科 准教授	石 橋 知 也	
	長崎県商工会連合会女性部 副会長	榎 眞 喜 子	欠席
	長崎県弁護士会 弁護士	太 田 久 美 子	
	長崎県立大学 経営学部 准教授	大 田 謙 一 郎	
	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 准教授	片 山 健 介	
	長崎県屋外広告美術協同組合 理事長	川 原 四 志 和	
	長崎県立大学 地域創造学部 教授	車 相 龍	
	フォトグラファー	西 澤 律 子	
	長崎国際大学 人間社会学部 准教授	原 哲 弘	
	(一社)長崎県造園建設業協会 理事	松 田 英 明	欠席
	(一社)長崎環境まちづくり社中 代表理事	松 本 敏 子	欠席
	イラストレーター	丸 本 和 泉	
	(株)九州広告 クリエイティブ部 デザイナー	峰 香 奈 子	
	(一社)長崎県建築士事務所協会 会長	三 好 定 和	
	NPO法人五島列島デザイン会議 理事	芳 澤 瞳	
	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	渡 邊 貴 史	
	公募委員	石 黒 則 子	
	公募委員	太 田 善 也	欠席
	公募委員	堺 晶 子	
	公募委員	辻 田 直 太 郎	

委員 計20名

出席委員 16名

事務局	土木部	参事監	村 上 真 祥	
	都市政策課	課 長	植 村 公 彦	
		課長補佐	金 福 守	
		課長補佐	船 越 一 成	
		係 長	森 永 聡 子	
		主任主事	北 島 龍 秀	
幹事	道路維持課	課長補佐	下 釜 則 光	
	建築課	課 長	三 原 真 治	
	長崎河川国道事務所 道路管理第一課	課 長	塚 本 義 久	
	警察本部 生活環境課	企画指導係長	川 口 義 一	
市町担当者	佐世保市 まち整備課	主 幹	別 府 祐 一	
	佐世保市 まち整備課	主任技師	田 村 陽 菜	
	島原市 都市整備課	技 師	吉 岡 学	
	〃 社会教育課	主 査	林 田 智 恵	
	諫早市 都市政策課	技術職員	橋 村 好 輔	
	五島市 建設課	主 査	山 下 正 孝	
	東彼杵町 建設課	管理係長	伊 東 憲 正	
	〃 まちづくり課	係 長	中 山 雄 一	
	波佐見町 建設課	主 査	松 本 卓 也	

関係者出席 19名

1 長崎県屋外広告物条例第3条第12号の規定により指定した区間及び区域を変更する。

【変更（追加）】

種別	道路番号又は名称	変更前の区間	変更後の区間	指定する区域
一般県道	諫早外環状線	栗面インターチェンジ (諫早市栗面町) から小 船越インターチェンジ (諫早市小船越町) まで の区間	栗面インターチェン ジ(諫早市栗面町) か ら諫早インターチェ ンジ(諫早市貝津町) までの区間	道路の中心線か ら両側 500m以 内の地域で、こ れから展望でき る区域
		市街的区間を除く。	市街的区間を除く。	

2 指定の理由

(1) 県道 諫早外環状線

本路線は、地域高規格道路島原道路の一部として整備されている自動車専用道路で、島原半島地域と県央地域の交流を促進し地域活性化を目指すことと、環状道路として諫早市中心部の渋滞を緩和することを目的に整備されている。

本路線のうち、小船越インターチェンジから栗面インターチェンジまでの区間(2.9km)は、すでに屋外広告物の禁止地域に指定しているが、令和2年3月22日に、小船越インターチェンジから諫早インターチェンジまでの区間(延長L=1.4km)が追加供用されることに伴い沿線の景観保持と自動車の高速走行の安全確保のため、当該区間を屋外広告物の禁止地域として追加指定するものである。

1 長崎県屋外広告物条例第3条第12号の規定により指定した区間及び区域を変更する。

【図面の変更】

種 別	道路番号又は名称	変更前の区間	変更後の区間	指定する区域
五島市道	福江縦貫線	別紙図面5に表示する区間	別紙図面5に表示する区間	別紙図面5に表示する区間

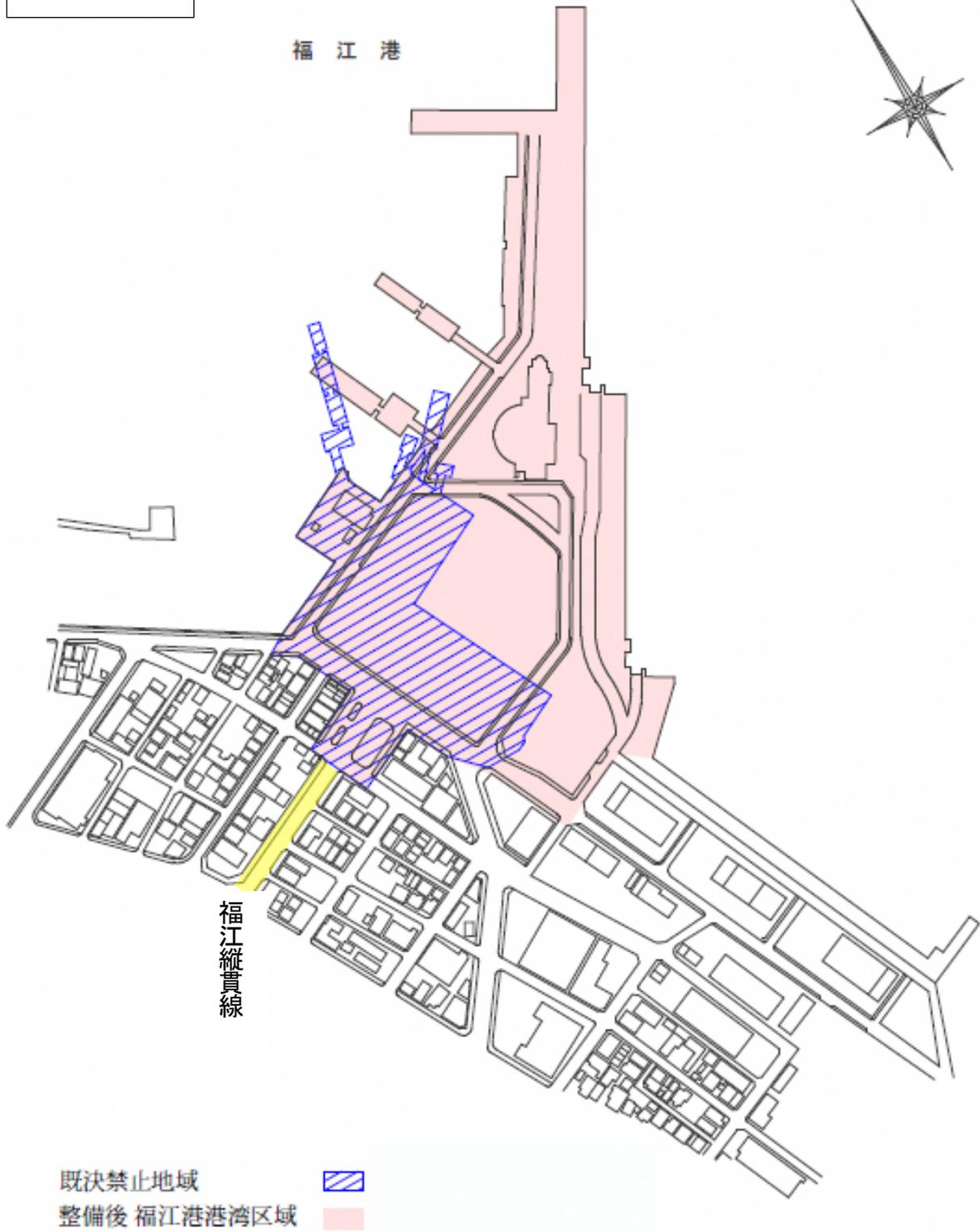
2 変更の理由

(1) 五島市道 福江縦貫線

五島市道 福江縦貫線沿線の景観保持と自動車走行の安全確保のため図面5に示す区間を禁止地域として指定しているが、福江港整備に伴い区間に変更が生じているため、指定した区間及び区域の変更を行うものである。

位置図

別紙図面5



まちづくり景観資産の登録内容の変更について

景観資産	変更内容
<p>1. 名 称：旧松本薬局 種 類：建造物等 登録番号：景資第2-34号 登 録 日：平成16年12月21日 所 在 地：壱岐市勝本町勝本浦158 所 有 者：小田晴子</p>	<p>「所有者」 変 更 前：大塚 光代 ↓ 変 更 後：小田 晴子 変更理由：所有者死亡による所有者の変更</p>
<p>2. 名 称：波佐見町講堂 種 類：建造物等 登録番号：景資第2-144号 登 録 日：平成24年8月3日 所 在 地：波佐見町井石郷2196番地2 所 有 者：波佐見町</p>	<p>「名称」 変 更 前：旧波佐見町立中央小学校 講堂兼公会堂 ↓ 変 更 後：波佐見町講堂 変更理由：平成31年3月町議会において、「波佐見町講堂の設置及び管理に関する条例」が可決され、その中で正式に施設の名称を定めたため。</p>

まちづくり景観資産の登録について【建造物等 4件】

種類	番号	名称	所在地	所有者
建造物等	1	きゅうちわたむらのうきょうこめそうこ 旧千綿村農協米倉庫	東彼杵町	一般社団法人 東彼杵ひとこともの公社
	2	ゆみほりだくてんぼうだい 弓張岳展望台	佐世保市	佐世保市
	3	アルバカーキ橋 ^{ばし}	佐世保市	佐世保市
	4	やまさきほんてんしゅぞうじょうそうこ 山崎本店酒造場倉庫 (小松屋本家住宅) (主屋・便所)	島原市	合資会社 山崎本店酒造場

<東彼杵町>

1. 旧千綿村農協米倉庫



- ・申請者：一般社団法人 東彼杵ひとことものの公社 代表理事 森 一峻
- ・所在地：東彼杵町瀬戸郷 1303 番地 1
- ・申請対象：木造平屋建て漆喰土蔵造り
- ・概要：米倉庫として昭和 28 年に建築され、倉庫として活用されてきた。平成 27 年に町内の若者有志により、カフェや雑貨店等を備える地域交流と情報発信拠点施設として再生が図られた。

<佐世保市>

2. 弓張岳展望台



- ・申請者：佐世保市長 朝長 則男
- ・所在地：佐世保市小野町 1370-5
- ・申請対象：コンクリート HP シェル構造
- ・概要：昭和 40 年に西海国立公園指定 10 周年の記念として弓張岳の山頂付近に整備された。代々木屋内競技場等の構造設計を担当していた坪井善勝氏による設計であり、3 点で支持されたコンクリート HP シェル構造となっている。

3. アルバカーキ橋



- ・申請者：佐世保市長 朝長 則男
- ・所在地：佐世保市湊町～平瀬町
- ・申請対象：歩道橋
- ・概要：佐世保市中心部の佐世保川に面した「ニミッツパーク」の一部が佐世保公園用地として米海軍より返還されたことに伴い、昭和55年度に架設された。昭和41年に姉妹都市の提携をした米国ニューメキシコ州アルバカーキ市にちなんで名づけられ、日米親善の架け橋にしたいと願いが込められている。

<島原市>

4. 山崎本店酒造場倉庫（小松屋本家住宅）（主屋・便所）



- ・申請者：合資会社 山崎本店酒造場
代表社員 山崎 倫弘
- ・所在地：島原市白土町1091番地
- ・申請対象：木造2階建
- ・概要：島原街道沿いに位置し、弘化5年の建築である。敷地、主屋の規模が大きく、建物の仕上げも丁寧で、様式の高さをうかがえる。建築当初の姿をよく残しており、江戸時代の形式、特徴をあらわす貴重な建物である。